寄附金控除計算の具体例

皆さま方の住民税額にもよりますが、寄附をいただいた額から 2,000 円を超える分が個人住民税と所得税から差し引かれます。下記のモデルケースを参考にご覧ください。

モデルケース試算 1

【給与収入が年収 500 万円、夫婦と子ども 2 人（高校生 1 人、中学生 1 人）の世帯のケース】

	所得税	住民税
給与収入	5,000,000 円	5,000,000 円
給与所得(a)	3,460,000 円	3,460,000 円
社会保険料控除(b)	500,000 円	500,000 円
配偶者控除(c)	380,000 円	330,000 円
扶養控除(d)	380,000 円	330,000 円
基礎控除(e)	380,000 円	330,000 円
課税所得金額	1,820,000 円	1,970,000 円
算出税額(f)	91,000 円	(所得割額)　197,000 円

○　寄附金 20,000 円を上越市に寄附した場合

・所得税

所得控除　20,000 円－2,000 円＝18,000 円

(a)3,460,000 円－(b)500,000 円－(c)380,000 円－(d)380,000 円－所得控除 18,000 円－(e)380,000 円＝　課税所得金額 1,802,000 円

1,802,000 円×5%(税率)＝90,100 円

(f)　91,000 円－90,100 円＝900 円(所得控除による税額軽減額)―(1)

・住民税

①　〔20,000 円－2,000 円〕×10%＝1,800 円

②　〔20,000 円－2,000 円〕×〔90%－5%〕＝15,300 円≦39,400 円(住民税所得割額の 2 割)

1,800 円＋15,300 円＝17,100 円(住民税の税額控除額)―(2)

・　控除額の総額

(1)900 円＋(2)17,100 円＝**18,000 円**

モデルケース試算２

【給与収入が年収 700 万円、夫婦のみの世帯のケース】

	所得税	住民税
給与収入	7,000,000 円	7,000,000 円
給与所得(a)	5,100,000 円	5,100,000 円
社会保険料控除(b)	700,000 円	700,000 円
配偶者控除(c)	380,000 円	330,000 円
基礎控除(d)	380,000 円	330,000 円
課税所得金額	3,640,000 円	3,740,000 円
算出税額(e)	300,500 円	(所得割額)　374,000 円

○　寄附金　40,000 円を上越市に寄附した場合

・所得税

所得控除　40,000 円－2,000 円＝38,000 円

(a)5,100,000 円－(b)700,000 円－(c)380,000 円－所得控除 38,000 円

－(d)380,000 円＝課税所得金額 3,602,000 円

3,602,000 円×20%(税率)-427,500＝292,900 円

(e)　300,500 円－292,900 円＝7,600 円(所得控除による税額軽減額)―(1)

・住民税

①　〔40,000 円－2,000 円〕×10%＝3,800 円

②　〔40,000 円－2,000 円〕×〔90%－20%〕＝26,600 円≦74,800 円(住民税所得割額の 2 割)

3,800 円＋26,600 円＝30,400 円(住民税の税額控除額)―(2)

・　控除額の総額

(1)7,600 円＋(2)30,400 円＝**38,000 円**